

---

# 捜査のための 通信傍受法 ハンドブック

～逐条解説から捜査実務資料まで～

---

加藤 俊治 監修

橋口 英明 編著  
鷓鴣 昌二



立花書房

## 推薦のことば

「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」は、我が国における組織的犯罪対策の基本法の一つとして、平成11年に制定され、翌年に施行されて以降、その運用実績が積み重ねられてきた。その後、平成28年の法改正によって通信傍受の対象犯罪が拡大されるとともに、その手続の合理化・効率化のため、一時的保存を命じて行う通信傍受及び特定電子計算機を用いて行う通信傍受の各手続が新設・導入され、さらに効果的に通信傍受が実施されるようになり、組織的な犯罪の首謀者を解明するなどの手段の一つとして成果を上げてきたものである。

本法の詳細な解説書としては、本法の施行や上記法改正とほぼ時期を同じくして、立案関係者らによる逐条解説等が既に刊行されてきたが、通信傍受の運用に関係する最高裁規則や通達等の各種規定、通信傍受の実施状況などを含めて包括的に触れた解説書は、これまで見当たらなかったように思われる。

本書は、実務的な逐条解説書ということで、各種規定や資料等を参照しやすいようコンパクトにまとめられたハンドブックである。

逐条解説編は、要所を押さえた実務的解説が記載されているが、大中小の項目に分けて階層立てをし、重要部分を太字で強調する等、本法を少しでも分かりやすく、という筆者の工夫が随所に見て取れる。参考資料編は、実務で使用する各種規則・様式、警察庁の通達、事例紹介、通信傍受の実施状況がまとめられた盛り沢山の内容となっている。このように、各種法令の解説に加え、関連資料を多数収録することで、実務上、必要にして十分な情報を一冊で得られる内容となっており、本法の運用を担う第一線の捜査官にとって、好適な解説書である。

近時、我が国では、組織的な犯罪が多数発生している状況にあり、これに対する的確な対応をする重要性は、益々高まっているものと思われる。本書がその一助となることを念願している。

監修者の名古屋地方検察庁加藤俊治検事正、筆者の福岡地方検察庁小倉支部橋口英明副支部長、法務省刑事局鷗鷗昌二参事官、お三方の刊行の労を強くねぎらいたい。

令和6年6月

名古屋高等検察庁検事長 高嶋智光

## はしがき

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。本書において「通信傍受法」あるいは「本法」ともいう。）については、その制定時、あるいは平成28年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。本書において「平成28年改正法」ともいう。）による改正時、それぞれ国会において相当の時間を費やして議論が行われ、また、その都度、立案担当者を執筆者とする逐条解説等が刊行されてきました。

もともと、本法に基づく通信傍受が適正に実施されることを確保すること等を目的として定められ、その実務を規律する法令であって、これに関与する者が理解し、遵守すべきものは、同法に限られず、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号。本書において単に「規則」ともいう。）や、通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号。本書において「国公委規」ともいう。）についても、平成28年改正法の施行に対応して改正が行われたほか、警察庁において発出する「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項」（平成31年4月26日付警察庁丙刑企発第111号、丙組企発第66号、丙生企発第94号、丙交企発第97号、丙備企発第179号、丙外事発第75号、丙情企発第58号通達別添）の改訂も行われたところです。

こうした状況に鑑み、実務においてこれらの法令等を参照しやすいコンパクトなハンドブックとなる逐条解説書を発刊することには意味があらうと考え、本書の執筆をお引き受けしたものです。

本書が、通信傍受の運用に当たる第一次捜査機関等の関係者の一助となれば幸いです。

本書の発刊に当たっては、馬場野武部長を始め、下村大志係長や本山進也  
参与等立花書房編集部の関係各位には、終始、貴重な助言・示唆等を頂戴し  
ました。ここに記して、感謝を申し上げます。

令和6年7月

編 著 者

## 序 論

### 1 本法制定の経緯等

本法は、いわゆる組織的犯罪対策関連三法の一つとして、平成11年8月12日に、第145回通常国会において成立し、同月18日に公布されたものである。他二法は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（平成11年法律第136号）及び「刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成11年法律第138号）である。

本法制定当時の組織的犯罪をめぐる我が国の状況、犯罪情勢は、次のようなものであった。

すなわち、暴力団等による薬物や銃器等の不正取引が深刻な状況にあり、また、暴力団組織等の不正な権益の獲得・維持を目的とした各種の犯罪のほか、外国人犯罪組織による集団密航事犯、地下鉄サリン事件、弁護士一家殺害事件等一連のいわゆるオウム真理教事件のような大規模な組織的形態による凶悪事犯、会社等の法人組織を利用した詐欺商法等の大型経済犯罪など、組織的な犯罪が少なからず発生していた。

殊に、薬物犯罪については、暴力団周辺者にとどまらず、一般の市民、さらには、中学・高校生等の未成年者等にも急速に拡大し、その背後には、暴力団を含む内外の組織がその密輸や供給にかかわっていると考えられるところであった。

また、企業幹部を対象としたテロ行為もしばしば発生しており、金融機関等に対する現金強奪事件など、一般市民が巻き添えとなる痛ましい事件、あるいは、一般市民が狙われる凶悪な事件も後を絶たない状況にあった。企業幹部を対象としたテロ事件については、当時、いまだ犯人の検挙に至らない事件もあり、その背景等も一様ではないと考えられたが、暴力によって企業活動に不当な圧力を加える勢力の存在がうかがわれた。

さらに、集団密航事件の増加は、我が国の社会に対する重大な脅威となり、集団密航者の大半は、上陸後、全国各地に分散して不法就労活動に従事することはもとより、集団密航者を含む不法滞在者による犯罪が多発していた。これらの犯罪には、凶器を使用した殺傷事件や身代金目的略取事件等の凶悪犯罪、薬物密売事犯のみならず、同国人が相互に結合したり、海外の犯罪組織や日本国内の暴力団等と連携したりするなどして組織化する傾向が見られた。

そうした当時の犯罪情勢は、我が国の平穏な市民生活を脅かすとともに、健全な社会、経済の維持、発展に悪影響を及ぼしかねない状況にあり、予断を許さないところであった。

こうした暴力団組織等による犯罪の特徴は、組織的に行われることからその目的実現の確実性が高く、重大な結果を生じやすいという意味で、極めて危険かつ悪質である点にあるといえることができる。また、犯罪による収益も多額にのぼる場合が多く、これが犯罪的な組織の維持や事業活動への投資あるいは犯罪実行への再投資に利用されるといった特徴が認められる。

さらに、薬物・銃器関連犯罪等の組織的な犯罪では、その準備及び実行が密行的に行われ、犯行後にも証拠を隠滅したり、犯人を逃亡させたりするなどして犯跡隠ぺい工作が行われることも少なくない。そのため、これらの犯罪が実行された場合には、その犯行の把握自体が極めて困難である上、首謀者を含めて犯人を特定し、事案の真相を解明することは極めて困難な状況にある。このような犯罪に対し、従来の捜査手法のみでは、犯行に関与した末端の者を検挙することはできても、その者から首謀者等の氏名や関与の状況について詳細な供述を得ることは容易ではない。

他方、これらの犯罪において、犯行の準備、実行、犯跡隠ぺいのために、複数の犯人間において、相互に指示・命令、連絡、報告等が必要とされ、そのために適宜携帯電話等の電気通信が多用されている状況を踏まえると、これを傍受することは、捜査手法として非常に効果的であり、その意義は大きいといえる。

本法は、通常の見解では真相の解明が困難であるこれらの犯罪に対処するための特別な捜査手法として、電気通信の傍受を行う強制の処分の制度を整備するため、制定されたものである。

その制定の過程を概説すると、次のとおりである。

平成8年10月8日、法務大臣から法制審議会に対し、組織的な犯罪に対処するための刑事法整備に関する諮問第42号がなされ、刑事法部会における集中的な調査審議を経て、平成9年9月10日、同審議会総会において、審議及び採決の結果、「組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子」のように刑事法の整備を行うことが相当であるとの結論に達し、同要綱骨子が賛成多数により採択され、法務大臣に対し、これを内容とする答申がなされた。

法務省においては、この答申に基づき、関係省庁等と協議しつつ、法案の立案作業が行われた。

他方、当時の与党である自由民主党、社会民主党及び新党さきがけは、この法案に関し、与党組織的犯罪対策法協議会を設けて協議、検討を行うこととし、同協議会において、平成9年10月21日から平成10年2月13日までの間、22回にわたり、協議等が行われた。こうした経過を経て、政府は、同年3月13日、第142回通常国会に、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案」、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案」及び「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を提出した。

これら三法案は、同年5月8日、衆議院本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、その審議が開始された。その後、衆議院法務委員会において、三法案の審議が行われたが、同年6月18日の会期末に継続審査となり、第143回及び第144回の臨時国会を経て、第145回通常国会において本格的な審議が行われた。その過程において、平成11年5月27日、組織的犯罪処罰法案及び通信傍受法案に対し、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の三会派共同提案による修正案が提出された。通信傍受法案に対する修正案の要点は、次のとおりである。

- ① 本法案が組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害している現状に適切に対処するためのものであることを目的規定に明記すること。
- ② 通信傍受の対象犯罪を薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航関連犯罪及び組織的な殺人に限定すること。



- ③ 対象犯罪の実行に必要な準備のために他の犯罪が犯された場合の傍受の要件を限定すること（3条1項3号、死刑又は無期若しくは長期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪であって対象犯罪と一体のものとして犯されたものに限定）。
- ④ 令状請求権者を検事総長が指定する検事、国家公安委員会等が指定する警視以上の警察官に限定すること。
- ⑤ 令状発付権者を地方裁判所の裁判官に限定すること。
- ⑥ 立会人について、傍受実施時における常時立会いを義務付け、傍受の実施に関する意見を述べるができるものとする。
- ⑦ 令状による傍受の実施中に他の犯罪の実行を内容とする通信が行われた場合の傍受の要件を限定すること（14条（現行の15条。⑧において同じ。）、別表に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限定）。
- ⑧ 14条の傍受に関し、裁判官による事後審査の手続を設けること。
- ⑨ 有線電気通信法等の通信の秘密の侵害罪の刑を加重すること（捜査等を行う公務員：3年以下の懲役又は100万円以下の罰金、業務従事者：3年以下の懲役又は100万円以下の罰金、一般人：2年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。
- ⑩ その他所要の修正

その後の審議の結果、平成11年5月28日、衆議院法務委員会において、この修正案及び修正部分を除く原案が可決され、これらは、同年6月1日衆議院本会議、同年8月9日参議院法務委員会、同月12日参議院本会議において、それぞれ可決され、成立した。なお、衆議院法務委員会における前記の修正案の趣旨説明の内容は、次のとおりであった。

「ただいま議題となりました自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の各会派共同提案に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に対する修正案及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び概要を一括して御説明申し上げます。

(中略) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

第一は、本法律案の目的についてであります。

本法律案は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害している現状にかんがみ、これに適切に対処することを目的とするものでありますから、その趣旨を明記するものであります。

第二は、通信傍受の対象犯罪等についてであります。

本法律案による通信の傍受を必要最小限度の範囲のものとするため、対象犯罪を薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な殺人の罪に限定するとともに、別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯罪が犯された場合の傍受に関しては、死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯された場合に限定するものであります。

第三は、傍受令状の請求権者及び発付権者の範囲についてであります。傍受令状の請求及びその発付を更に慎重に行うことを確保するため、請求権者のうち検察官については検事総長が指定する検事、警察官については国家公安委員会等が指定する警視以上の警察官に限定し、発付権者についても、地方裁判所の裁判官に限定するものであります。

第四は、傍受の実施時における立会人についてであります。傍受の実施の適正を確保するため、立会人を常時立ち会わせなければならないものとし、また、立会人は、検察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実施に関して意見を述べるができるものとするものであります。

第五は、他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受についてであります。これは、傍受令状による傍受の実施の過程における緊急の措置として認められるものであることから、その範囲を、特に証拠として保全する必要性が高い

# 捜査のための通信傍受法ハンドブック／目次

～逐条解説から捜査実務資料まで～

推薦のことば

はしがき

凡 例

参 考 文 献

序 論

## 第 1 編 逐条解説編

### 第 1 章 総 則

#### ① 目 的 (第 1 条) ..... 3

通信傍受法の目的について定める

#### ② 定 義 (第 2 条) ..... 6

本法における「通信」「傍受」「通信事業者等」「暗号化」「復号」等の各用語の意義について定める

1 「通信」の意義 (1 項) ..... 7

2 「傍受」の意義 (2 項) ..... 9

3 「通信事業者等」の意義 (3 項) ..... 10

4 「暗号化」及び「復号」の意義 (4 項) ..... 11

5 「一時的保存」の意義 (5 項) ..... 13

6 「再生」の意義 (6 項) ..... 14

## 第2章 通信傍受の要件及び実施の手続

### ① 傍受令状（第3条）…………… 15

傍受令状による犯罪関連通信の傍受の要件等について定める

- |  |    |
|--|----|
| 1 犯罪関連通信の傍受（1項）……………                         | 17 |
| 2 数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない罪（2項）…………… | 35 |
| 3 人の住居等においてする傍受の原則禁止（3項）……………                | 36 |

### ② 令状請求の手続（第4条）…………… 37

傍受令状等の請求の手続について定める

- |   |    |
|---|----|
| 1 傍受令状の請求権者及び請求先（1項）……………                                     | 37 |
| 2 同一の被疑事実について前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又は発付があった場合にとるべき措置（2項）…………… | 39 |
| 3 一時的保存を命じて行う通信傍受及び特定電子計算機を用いる通信傍受の許可の請求（3項）……………             | 39 |
| 4 傍受令状請求書の記載事項（規則3条）……………                                     | 40 |
| 5 傍受令状の請求に当たっての事前準備（通信事業者等との調整等）……………                         | 41 |
| 6 傍受に従事する警察官の分掌及びその指名等（通信傍受規則）……………                           | 42 |

## ③ 傍受令状の発付（第 5 条）…………… 44

傍受令状の発付の手続、一時的保存を命じて行う通信傍受及び特定電子計算機を用いる通信傍受に係る裁判官の許可の要件等について定める

1 傍受令状の発付の手続（1 項・2 項）…………… 45

2 一時的保存を命じて行う通信傍受及び特定電子計算機を用いる通信傍受に係る裁判官の許可の要件等（3 項）…………… 46

3 一時的保存を命じて行う通信傍受の傍受の実施の場所等（4 項）…………… 47

## ④ 傍受令状の記載事項（第 6 条）…………… 51

傍受令状の記載事項等について定める

1 傍受令状の記載事項（1 項）…………… 51

2 一時的保存を命じて行う通信傍受又は特定電子計算機を用いる通信傍受の許可をする場合におけるその旨の記載（2 項）…………… 53

## ⑤ 傍受ができる期間の延長（第 7 条）…………… 54

傍受ができる期間の延長について定める

1 傍受ができる期間の延長（1 項）…………… 54

2 延長の裁判の傍受令状への記載等（2 項）…………… 55

## ⑥ 同一事実に関する傍受令状の発付（第 8 条）…………… 56

前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものを含む被疑事実に関し、同一の通信手段につき傍受令状の請求があった場合における発付の要件について定める

7 変換符号及び対応変換符号の作成等（第9条）…………… 58

一時的保存を命じて行う通信傍受の許可又は特定電子計算機を用いる通信傍受の許可がされた場合における変換符号及び対応変換符号の作成等の措置について定める

- 1 裁判官の命を受けて裁判所の職員が執る措置（本条柱書）…………… 59
- 2 1号の措置…………… 59
- 3 2号の措置…………… 60

8 傍受令状の提示（第10条）…………… 64

傍受令状の提示やその相手方について定める

9 必要な処分等（第11条）…………… 66

傍受の実施につき、必要な処分を行うことができること等について定める

- 1 傍受の実施について必要な処分（1項）…………… 66
- 2 検察事務官・司法警察職員にさせてする処分（2項）…………… 66

10 通信事業者等の協力義務（第12条）…………… 68

傍受の実施に関して、通信事業者等に必要な協力を求めることができること等について定める

- 1 傍受の実施に関し「必要な協力」…………… 69
- 2 協力を拒否する「正当な理由」…………… 69

11 立 会 い (第13条) ..... 70

傍受の実施をする場合における立会いについて定める

- |                          |       |    |
|--------------------------|-------|----|
| 1 傍受の実施への通信管理者等の立会い (1項) | ..... | 70 |
| 2 立会人による意見の陳述 (2項)       | ..... | 73 |
| 3 立会人に対する事前説明等 (通信傍受規則)  | ..... | 73 |

12 該当性判断のための傍受 (第14条) ..... 75

傍受の実施をしている間に行われた通信が傍受令状に記載された傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するための傍受等について定める

- |                       |       |    |
|-----------------------|-------|----|
| 1 該当性判断のための傍受 (1項)    | ..... | 76 |
| 2 外国語による通信等の全部傍受 (2項) | ..... | 80 |

13 他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受 (第15条) ..... 82

傍受令状により傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であって重大なものの実行を内容とするものと明らかに認められる通信が行われた場合における傍受について定める

- |                               |       |    |
|-------------------------------|-------|----|
| 1 本条による傍受の対象となる他の犯罪の範囲等       | ..... | 82 |
| 2 本条の通信への該当性についての裁判官による事後的な審査 | ..... | 83 |

14 医師等の業務に関する通信の傍受の禁止（第16条）…………… 84

医師等との間の通信であって、他人の依頼を受けて行う当該業務に関するもの  
の傍受の禁止について定める

- 1 傍受の禁止の対象となる通信の範囲 …………… 84
- 2 通信傍受と報道との関係 …………… 85

15 相手方の電話番号等の探知（第17条）…………… 87

傍受の実施をしている間に行われた通信の相手方の電話番号等の探知について  
定める

- 1 通信の相手方の電話番号等の探知（1項） …………… 87
- 2 通信事業者等に対する必要な協力の求め（2項） …………… 90
- 3 傍受の実施の場所以外の場所における探知のための措置（3項） …………… 91

16 傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置（第18条）…………… 93

傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われている場合において  
執り得る措置について定める

17 傍受の実施の終了（第19条）…………… 95

傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、傍受の理由又は必要が  
なくなったときは、傍受の実施を終了しなければならないことについて定める



18 一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続(第20条～第22条)  
 (第20条) ..... 96

通信管理者等に命じて通信の暗号化及び一時的保存をさせる方法による通信の傍受等について定める

- |  |       |     |
|--|-------|-----|
| 1 通信管理者等に命じて通信の暗号化及び一時的保存をさせる方法による通信の傍受等(1項) | ..... | 100 |
| 2 指定期間内の通話の日時等に関する情報の一時的保存(2項)               | ..... | 105 |
| 3 通信の相手方の電話番号等の情報の保存の求め(3項)                  | ..... | 106 |
| 4 他の通信事業者等に対する電話番号等の情報の保存の要請(4項)             | ..... | 107 |
| 5 指定期間内における傍受の実施の場所への立入りの禁止(5項)              | ..... | 108 |
| 6 指定期間内における他の方法による傍受の実施の禁止(6項)               | ..... | 108 |
| 7 他の方法による復号の禁止(7項)                           | ..... | 109 |

(第21条) ..... 110

20条1項により一時的保存をされた暗号化信号の復号やそれにより復元された通信の再生等について定める

- |                                      |       |     |
|--------------------------------------|-------|-----|
| 1 一時的保存をされた暗号化信号の復号、復元された通信の再生等(1項)  | ..... | 112 |
| 2 指定期間内の通話の日時等に関する情報の復号による復元(2項)     | ..... | 116 |
| 3 傍受すべき通信に該当する通信の再生及び該当性判断のための再生(3項) | ..... | 116 |
| 4 外国語による通信等の全部再生(4項)                 | ..... | 118 |
| 5 他の犯罪の実行を内容とする通信の再生(5項)             | ..... | 119 |
| 6 医師等の業務に関する通信の再生の禁止(6項)             | ..... | 119 |
| 7 傍受をした通信の相手方の電話番号等の開示(7項)           | ..... | 119 |
| 8 再生の実施を終了すべき時期(8項)                  | ..... | 121 |
| 9 再生の実施の終了(9項)                       | ..... | 122 |

(第22条) .....	125
--------------	-----

21条 1 項又は 2 項による復号が終了した場合における暗号化信号の消去等について定める
---

1 復号が終了した場合における暗号化信号の消去 (1 項) .....	125
2 再生の実施を終了する場合等における暗号化信号の消去 (2 項) .....	126

19 特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手續 (第23条) .....	128
---------------------------------------	-----

特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手續について定める
------------------------------

1 特定電子計算機を用いる通信の傍受等 (1 項) .....	133
2 「特定電子計算機」の意義 (2 項) .....	139
3 他の方法による傍受の実施の禁止 (3 項) .....	144
4 一時的保存をした通信の再生等 (4 項) .....	144
5 本条 1 項 2 号による傍受をした通信の復号の方法の制限 (5 項) .....	146
6 一時的保存をした暗号化信号の消去義務 (6 項) .....	146

## 第3章 通信傍受の記録等

### ① 傍受をした通信の記録（第24条）…………… 148

傍受をし又は再生をした通信等の記録媒体への記録について定める

1 傍受又は再生をした全ての通信の記録媒体への記録（1項）…………… 150

2 傍受の実施又は再生の実施の中断・終了時の記録媒体への記録の  
終了（2項）…………… 151

### ② 記録媒体の封印等（第25条）…………… 153

24条1項前段の記録媒体の封印、その複製の作成、封印をした記録媒体の裁判官への提出について定める

1 傍受の実施の中断・終了時における立会人に対する記録媒体の封印の求め（1項）…………… 153

2 再生の実施の中断・終了時における立会人に対する記録媒体の封印の求め（2項）…………… 154

3 封印を求める記録媒体の複製の作成（3項）…………… 155

4 封印をした記録媒体の裁判官への提出（4項）…………… 155

③ 特定電子計算機を用いる通信傍受の記録等（第26条）…………… 156

特定電子計算機を用いた通信傍受の実施の手続において傍受をし又は再生をした通信等を暗号化して記録媒体に記録すること及びその記録媒体の裁判官への提出等について定める

- 1 傍受をし又は再生をした全ての通信等の特定電子計算機による記録媒体への記録（1項）…………… 157
- 2 傍受記録の作成の用に供するための他の記録媒体への記録（2項）…………… 159
- 3 記録媒体に対する記録の終了（3項）…………… 160
- 4 記録媒体の裁判官への提出（4項）…………… 160

④ 傍受の実施の状況を記載した書面等の提出等（第27条・第28条）  
（第27条）…………… 163

従来方式による場合又は23条1項1号による傍受のみが行われた場合の傍受の実施の状況を記載した書面等の記載事項及び裁判官への提出等について定める

- 1 従来方式による場合の傍受実施状況等記載書面の記載事項等（1項）…………… 164
- 2 23条1項1号による傍受のみが行われた場合の傍受実施状況等記載書面の記載事項等（2項）…………… 166
- 3 傍受実施状況等記載書面の提出を受けた裁判官による審査（3項）…………… 167

## (第28条) ..... 169

20条1項による傍受が行われた場合又は23条1項2号による傍受が行われた場合の傍受の実施の状況を記載した書面等の記載事項及び裁判官への提出等について定める

- |   |       |     |
|---|-------|-----|
| 1 20条1項による傍受が行われた場合の傍受実施状況等記載書面の記載事項等(1項)   | ..... | 171 |
| 2 23条1項2号による傍受が行われた場合の傍受実施状況等記載書面の記載事項等(2項) | ..... | 175 |
| 3 傍受実施状況等記載書面の提出を受けた裁判官による審査(3項)            | ..... | 176 |

## ⑤ 傍受記録の作成(第29条) ..... 177

傍受又は再生をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録(傍受記録)の作成の手続、傍受記録及び傍受の原記録以外の傍受又は再生をした通信の記録の消去等について定める

- |  |       |     |
|--|-------|-----|
| 1 傍受の実施の中断時等における傍受記録の作成(1項)            | ..... | 180 |
| 2 再生の実施の中断時等における傍受記録の作成(2項)            | ..... | 180 |
| 3 本条1項の傍受記録の作成方法(3項)                   | ..... | 181 |
| 4 本条2項の傍受記録の作成方法(4項)                   | ..... | 182 |
| 5 傍受すべき通信等に該当しない3項2号又は4項2号の記録の消去(5項)   | ..... | 183 |
| 6 傍受記録作成時の他の記録媒体・複製等の記録の全部消去(6項)       | ..... | 184 |
| 7 傍受記録に記録されたもの以外の傍受をした通信の内容の漏示等の禁止(7項) | ..... | 186 |

⑥ 通信の当事者に対する通知（第30条）…………… 187

傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知について定める

- 1 傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知事項等（1項）…………… 188
- 2 通知を発しなければならない期間（2項）…………… 190
- 3 期間経過後に当事者が特定された場合等の通知（3項）…………… 192

⑦ 傍受記録の聴取及び閲覧等（第31条）…………… 193

30条1項の通知を受けた通信の当事者が、傍受記録のうち当該通信に係る部分の聴取及び閲覧等を行うことができることについて定める

⑧ 傍受の原記録の聴取及び閲覧等（第32条）…………… 195

裁判官が保管する傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求並びにその許可等について定める

- 1 傍受記録の聴取等をした通信の当事者の請求による傍受の原記録の聴取等の許可（1項）…………… 197
- 2 傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求による傍受の原記録の聴取等の許可（2項）…………… 198
- 3 検察官又は司法警察員による傍受の原記録の聴取等（3項）…………… 199
- 4 記録の消去を命じた裁判がある場合における複製の作成の許可の請求の加重要件（4項）…………… 202
- 5 被告人又は弁護人による傍受の原記録の聴取等（5項）…………… 203
- 6 3項の規定により作成した複製の取扱い（みなし傍受記録）（6項）…………… 205
- 7 その他傍受の原記録の聴取等ができる場合（7項）…………… 206

⑨ 不服申立て（第33条）…………… 207

裁判官がした通信の傍受に関する裁判に対する不服申立て、検察官又は司法警察員がした通信の傍受又は再生に関する処分に対する不服申立て及び処分を取り消す場合における通信の記録等の消去命令等について定める

- |  |           |
|--|-----------|
| 1 裁判官がした通信の傍受に関する裁判に対する不服申立て（1項）                 | …………… 208 |
| 2 検察官等がした通信の傍受又は再生に関する処分に対する不服申立て（2項）            | …………… 209 |
| 3 処分を取り消す場合における記録等の消去命令（3項）                      | …………… 211 |
| 4 複製の作成の許可の裁判が取り消されたときにおけるみなし傍受記録からの通信の記録の消去（4項） | …………… 216 |
| 5 既に被告事件において証拠調べがされた傍受記録等の取扱い等（5項・6項）            | …………… 217 |
| 6 準抗告に係る刑事訴訟法の規定の準用（7項）                          | …………… 218 |

⑩ 傍受の原記録の保管期間（第34条）…………… 219

傍受の原記録の保管期間について定める

## 第4章 通信の秘密の尊重等

① 関係者による通信の秘密の尊重等（第35条）…………… 221

通信の傍受・再生に関与した者等による通信の秘密の尊重等について定める

② 国会への報告等（第36条）…………… 223

政府が毎年傍受の実施の状況等を国会に報告し、公表することについて定める

③ 通信の秘密を侵す行為の処罰等（第37条）…………… 225

捜査又は調査の権限を有する公務員による通信の秘密を犯す行為に関する罰則等について定める

1 罰則（1項・2項）…………… 225

2 付審判請求（3項）…………… 227



## 第5章 補 則

- ① 刑事訴訟法との関係（第38条）…………… 228

通信の傍受に関する手続につき、本法に特別の規定がない限り、刑訴法の規定を適用することについて定める

- ② 最高裁判所規則（第39条）…………… 230

本法に規定するもののほか、傍受令状の発付等につき必要な事項は、最高裁判所規則で定めることについて定める

## 第 2 編 参考資料編

### 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 別表

別表第一（第 3 条、第15条関係）	233
別表第二（第 3 条、第15条関係）	235

### 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則 (平成12年最高裁判所規則第 6 号)

第 1 章 総 則	237
第 2 章 傍受令状の請求等の手続	237
第 3 章 通信傍受の記録等	240
第 4 章 補 則	244

### 通信傍受規則

#### (平成12年国家公安委員会規則第13号)

第 1 章 総 則	245
第 2 章 通信傍受の実施の手続等	246
第 3 章 通信傍受の記録等	256
第 4 章 補 則	260
別記様式	262

「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用 に当たっての留意事項」の改正について（通達）	289
事例紹介	365
通信傍受の実施状況（平成26年～令和5年）	371
用語索引	387

# 第 1 編

---

## 逐条解説編

# 第1章 総 則

## ① 目 的

### (目的)

第1条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

本条は、通信傍受法の目的について規定している。

我が国における犯罪の情勢を見ると、暴力団による銃器を用いた対立抗争事件や、意に沿わない一般市民を標的として組織的に行ったと見られる殺傷事件などが後を絶たず、組織的・密行的に行われる薬物や銃器等の不正取引も、依然深刻な状況にある。また、振り込め詐欺を始めとするいわゆる特殊詐欺が組織的・密行的かつ大規模に行われ、社会的な問題となっているほか、強窃盗団による組織的な連続強窃盗事件が多発するなどしており、そうした組織的な犯罪が一般市民の生活の平穏を脅かし続けている。

#### 4 第1編 逐条解説編

こうした数人の共謀によって実行される組織的な重大犯罪においては、首謀者の関与状況等を含めた事案の解明が求められるが、その一方で、これらの組織においては、組織防衛の一環として、証拠隠滅や犯人を逃亡させるなどの組織的な犯跡隠ぺい工作が行われることが少なくない上、末端の実行者等が警察等に検挙された場合には徹底して供述を拒否するよう厳しく統制がなされ、それらの者を検挙しても、その者から首謀者等の氏名や関与の状況について詳細な供述を得て、首謀者を含めた組織全体を捜査し、事案の真相を解明することは、極めて困難な状況にある。

他方、これらの数人の共謀によって実行される組織的な犯罪においては、犯人間において、犯行の準備、実行、犯跡隠ぺい等の指示・命令、連絡などが電話等の通信手段を用いて行われることが多く、犯人間で行われる犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信を傍受することが、背後の首謀者等の関与状況を含めた事案の解明に極めて有効な捜査手法となり得る。

本条は、本法が、こうした我が国の犯罪情勢や捜査の実情等に鑑み、「数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するために必要な刑事訴訟法に規定する電気通信の傍受を行う強制的処分」に関し、憲法が保障する「通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続等を定めることを目的とする」ものであることを明らかにするものである。

「組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ」とは、本法を制定する背景として、組織的犯罪の状況が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることを明らかにするものであり、この文言は、本法制定時の国会審議において、衆議院法務委員会における修正案により加えられたものであるが（本書序論参照）、これにより本法による通信傍受の趣旨がより明確となり、本法の解釈及び運用の指針となることを期待するものである。

「刑事訴訟法に規定する電気通信の傍受を行う強制的処分」とあるのは、

同法222条の2に規定する「通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分」である。同法197条1項ただし書は、「強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。」と定めているが、通信傍受は、搜索等の強制処分と異なり、継続的、密行的に通信の秘密を制約する処分であることから、このような捜査方法が認められる犯罪を限定するなど厳格な要件を設けることや、関係者の権利保護に関する手続を整備するなど搜索等の強制処分とは異なる取扱いが必要であり、そのために設けるべき規定も多数にのぼる。そこで、刑訴法に電気通信の傍受を行う強制の処分ができる旨の根拠を定めた上（同法222条の2）、その具体的な要件、手続等は、本法に定めることとされたものである。

2 定 義

(定義)

第2条 この法律において「通信」とは、電話その他の電気通信であつて、その伝送路の全部若しくは一部が有線（有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備に附属する有線を除く。）であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備（以下「電気通信設備」という。）を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することのできる電気通信設備を設置している者をいう。

4 この法律において「暗号化」とは、通信の内容を伝達する信号、通信日時に関する情報を伝達する信号その他の信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「原信号」という。）について、電子計算機及び変換符号（信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。）を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号（以下「対応変換符号」という。）を用いなければ復元することができないようにすることをいい、「復号」とは、暗号化により作成された信号（以下「暗号化信号」という。）について、電子計算機及び対応変換符号を用いて変換処理を行うことにより、原信号を復元することをいう。

5 この法律において「一時的保存」とは、暗号化信号について、その復号がなされるまでの間に限り、一時的に記録媒体に記録して保存することをいう。

6 この法律において「再生」とは、一時的保存をされた暗号化信号（通信の内容を伝達する信号に係るものに限る。）の復号により復元され



た通信について、電子計算機を用いて、音の再生、文字の表示その他の方法により、人の聴覚又は視覚により認識することができる状態にするための処理をすることをいう。

本条は、本法における「通信」、「傍受」、「通信事業者等」、「暗号化」、「復号」、「一時的保存」及び「再生」の各用語の意義を規定している。

## 1 「通信」の意義（1項）

### (1) 本法における「通信」

本法における「通信」とは、「電話その他の電気通信」のうち、①その伝送路の全部若しくは一部が有線（有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電气的設備に附属する有線を除く。）であるもの、又は②その伝送路に交換設備があるものをいう。「電気通信」とは、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けるものである（電気通信事業法2条1号参照）。

### (2) 伝送路の全部又は一部が有線である電気通信（前記①）

ア 「伝送路」とは、通信が伝送される経路をいい、「有線」とは、通信の伝送に利用される線条その他の導体をいう。したがって、電気通信であって、「その伝送路の全部若しくは一部が有線…であるもの」とは、発信者から受信者までのその伝送経路の全部又は一部において、線条その他の導体により伝送される電気通信をいう。固定電話・携帯電話による通信、データ通信は、いずれも、その伝送路の全部又は一部が有線であれば、「通信」に当たる。

このような伝送路の少なくとも一部が有線である通信は、通信の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有し、通信の秘密を保持するのにふさわしく、通信の当事者もその秘密が保持されるものと期待しており、そのような期待は合理的なものと考えられることから、本法は、これを、本法

## 〈用語索引〉

- 【あ】**
- 相手方の電話番号等の情報 …………… 106
- 相手方の電話番号等の探知（開示）  
…………… 87, 119
- 暗号化 …………… 11, 100
- 暗号化信号 …………… 11, 100
- の消去 …………… 125, 126, 146
- 一時的保存 …………… 13, 100
- 一時的保存を命じて行う通信傍受 …… 96
- の開始 …………… 122
- の終了 …………… 121
- の中断 …………… 151
- 指定期間 …………… 101
- 以外の期間における傍受の実施の  
場所 …………… 49
- における傍受の実施の場所 …… 49
- 消去命令 …………… 211
- 数人の共謀によるもの …………… 23, 35
- スポット傍受（再生） …………… 76, 117
- 【か】**
- 外国語による通信又は暗号その他  
その内容を即時に復元することが  
できない方法を用いた通信 …… 80, 118
- 該当性判断のための傍受（再生）  
…………… 75, 116
- 技術的措置 …………… 62
- 共通鍵方式 …………… 13
- 原記録保管裁判官 …………… 195, 197
- 原信号 …………… 11
- 公開鍵方式 …………… 13
- 【た】**
- 対応変換符号（復号鍵） …………… 11
- 対象犯罪 …………… 18
- 立会い（立会人） …………… 70
- 他の犯罪の実行を内容とする通信  
…………… 82, 119
- 通信 …………… 7
- 通信管理者等 …………… 47
- の管理する場所 …………… 48
- 通信事業者等 …………… 10
- 通信手段 …………… 33
- の傍受の実施をする部分 …… 48
- 通信日時に関する情報を伝達する信号  
…………… 13, 105, 116
- 通信の当事者に対する通知 …………… 187
- 通信の内容を伝達する信号 …………… 13
- 【さ】**
- 再生 …………… 14, 113, 144
- 再生の実施 …………… 114

通信の傍受に関する裁判 …………… 209  
 通信の傍受（再生）に関する処分 …… 210  
 電話番号等 …………… 34  
 特定電子計算機 …………… 130, 139, 156  
 特定電子計算機を用いる通信傍受  
 …………… 130, 156

【な】

23条1項1号（2号）の規定による傍受  
 …………… 135

【は】

犯罪関連通信 …………… 22, 31  
 必要な協力 …………… 69  
 必要な処分 …………… 66  
 （記録媒体の）封印 …………… 153  
 復号 …………… 11, 112  
 複製 …………… 155, 185  
 不服申立て …………… 207  
 変換符号（暗号化鍵） …………… 11  
 傍受 …………… 9  
 —が行われた事件 …………… 200, 223  
 —すべき通信 …………… 51  
 —に関する刑事の事件 …………… 206  
 —の理由又は必要 …………… 95  
 傍受ができる期間 …………… 45  
 —の延長 …………… 54  
 傍受記録 …………… 177  
 —の聴取及び閲覧等 …………… 193  
 傍受実施状況等記載書面  
 …………… 161, 163, 169, 171

傍受の原記録 …………… 178, 195, 219  
 —の聴取及び閲覧等 …………… 195  
 —の保管期間 …………… 219  
 傍受の実施 …………… 45  
 —の開始 …………… 164  
 —の条件 …………… 45  
 —の中断、終了 …………… 93  
 —の方法及び場所 …………… 52  
 傍受令状 …………… 15, 51  
 —の記載事項 …………… 51  
 —の提示 …………… 64  
 補充性 …………… 32

【ま】

みなし傍受記録 …………… 205, 216

〈編著者等紹介〉

- 加藤 俊治 名古屋地方検察庁検事正、前最高検察庁総務部長、元法務省大臣官房  
審議官（刑事局担当）
- 橋口 英明 福岡地方検察庁小倉支部副支部長、前法務省法務総合研修所第一部教  
官
- 鶴鷗 昌二 東京地方検察庁立川支部検事、前法務省刑事局参事官

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。  
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ  
個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

捜査のための通信傍受法ハンドブック  
～逐条解説から捜査実務資料まで～

令和6年9月20日 第1刷発行

監 修 加 藤 俊 治  
編 著 者 橋 口 英 明  
鶴 鷗 昌 二  
発 行 者 橋 茂 雄  
発 行 所 立 花 書 房  
東京都千代田区神田小川町3-28-2  
電 話 03-3291-1561（代表）  
F A X 03-3233-2871  
<https://tachibanashobo.co.jp>

©2024 Toshiharu Kato, Hideaki Hashiguchi, Shoji Sasaki (印刷・製本) 明和印刷

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。